#### ☆★☆活動紹介☆★☆

2023年12月26日(土)、株式会社エイジングウェル 自立支援サービスセンターアユーラⅢの生活介護事業所でサービス管理責任者をされている野間千愛(のま ちあい)さんに、講話をしていただきました。

# 『地域で安心して暮らすために~社会資源と福祉サービスのアレコレ~』



#### 親の願いと気がかりなこと

- ・相談や見守り・住まい、身の回りの世話・経済的保障
- ·財産管理·各種契約、公的手続き ·学習·趣味
- ・社会参加の機会確保・・・・・・etc その他にも、健康と安全、将来の見通し、差別や偏見のない社会、 理解と共感

## 子の願い

- ・困ったときの相談相手 ・理解者・友人 ・サポートしてくれる人
- ・安心できる居場所・自分らしい暮らし ····・etc
- ①衣食住と健康の不安を感じない
- ②安心できる環境ができる
- ③存在を認められる居場所がある
- ④本人の意思が尊重され自信をもつことができる
- ⑤自分らしく生きたいと思える

# フォーマルサービス

- ・公的機関が提供するサービスで、国民全体が負担する保険料や税金で賄われる
- ・プロのサービス提供者が提供する公式 のサービス
- ・質の高いサービスが提供される傾向 ただし、その反面、費用が高いという特 徴がある。
- ・例えば、医療や介護、弁護士業など

# インフォーマルサービス

- ・地域の人々がお互いに支え合うボラン ティア活動や地域の繋がりを活かしたサ ービス
- ・家族や友人・ボランティアなどの身近な 人が提供する<mark>非公式</mark>のサービス
- ・費用が安いことが多い。質の不安定さが問題になることがあるが自由度が高い ・例えば、認知症カフェや見守り、食事の
- \*例えば、認知症カフェや見ずり、良事の宅配サービス、地域の交流会など



## 本人主体の暮らし

# 本人中心の社会資源



### 福祉サービスを利用する

#### 牛活介護事業

- ○生活面・心身面のサポート
- (入浴、食事、排泄、送迎、健康管理、運動、整容、リハビリ、リラクゼーションなど)
- ○社会活動のサポート
- (創作・アート、作業、クッキング、散歩、アニマルセラピー、音楽、外出、園芸、文化活動など)

### 共同生活援助(グループホーム)とは

障がい者グループホームを利用できる人

- ・障害者総合支援法が定める障がい者に該当する人 (身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など)
- ・障害支援区分の制限:なし(施設により異なる)
- •原則18歳以上
- ※15歳以上でも必要性が認められた場合には利用可能。 また、身体障害者の場合は65歳未満、もしくは65歳になるまで の間に障害福祉サービスを利用していた人に限る。



## グループホームの種類

①外部サービス利用型 ②介護サービス包括型 ③日中サービス支援型 ④サテライト型



独立行政法人**福祉医療機構**が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/

高齢·介護

医療

障害者福祉

子ども・家庭

知りたい

⇒調べたいコンテンツがすぐに分かります。地域ごとに情報収集することも可能!

#### 地域で生活するということ

- 1. 住居 2. 仕事や学業 3. 地域社会との交流 4. 公共サービスの利用
- 5. 文化やイベントへの参加 6. 地域の安全と環境 7. 地域社会への貢献

#### 障がいのある方の自立とは

- ・自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと
- ・その能力を活用して社会活動に参加すること
- そのために必要なことは・・・・・
- ①個別化されたサポート
- ②スキルトレーニングとリハビリテーション
- ③自己決定権の尊重アクセシビリティの確保
- 4 雇用機会の提供
- ⑤社会参加の促進

# 本人の望む暮らしの実現に向けて

- ・本人の思い ← 一番大切!
- ・自分で選択することの意味
- ・安心できる環境
- ・地域とのつながり
- ・関係機関との連携

守るだけでは成長しない。見守って、本人 がどのようにしたいか理解しよう。

